

## 足白農泊施設飲料水等自動販売機設置業者選定プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

足白農泊施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置することにより、公有財産の有効活用及び施設利用者の利便性の向上を図る。

### 2 契約の概要

嘉麻市行政財産使用料条例に基づき、飲料水等自動販売機を設置する。

設置期間については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、設置施設の管理運営形態及び実績等を勘案し、市が適当と判断した場合には、1年度ごとに更新し、最大令和7年3月31日まで更新できるものとする。

### 3 対象施設及び設置台数

施設名	足白農泊施設
施設名	嘉麻市馬見 587 番地

階層	設置台数	募集箇所	面積	備考
1階	2台	A	86.4㎡	設置場所はロビーを予定 清涼飲料水自動販売機1台、食品・カップ麺自動販売機1台
2階	1台	B	11.2㎡	設置場所は自動販売機コーナーを予定 清涼飲料水自動販売機1台

### 4 設置事業者数

- (1) 清涼飲料水自動販売機：2社 食品・カップ麺自動販売機：1社
- (2) 清涼飲料水自動販売機と食品・カップ麺自動販売機両方を同一事業者での設置は可とする。

### 5 プロポーザル参加資格要件

参加する事業者は、次に掲げる全ての条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと。
- (3) 国税、地方税に滞納がないこと。※証明書が必要です。
- (4) 現在、嘉麻市の指名停止措置を受けている事業者でないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある事業者でないこと。
- (6) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- (7) 嘉麻市政治倫理条例（平成18年条例第237号）第6条の規定に該当する事業者でないこと。
- (8) 過去5年以内（平成27年度～平成31年度）に同等の実績があること。
- (9) 福岡県内に本社、支社又は営業所等を有し、法人登記を行っていること。

## 6 選考日程

項 目	日 程
募集の開始	令和2年3月9日（月）
企画提案書の提出期限	令和2年3月16日（月）17時まで
書類選考（選考委員会）	令和2年3月17日（火）から3月19日（木）の間で実施
選考決定通知	令和2年3月20日（金）

## 7 選考委員会 3名

- ① 産業振興課長（委員長）
- ② 管財課長（副委員長）
- ③ 産業振興課長補佐

## 8 プロポーザルへの参加申し込み

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式第1号】
- ② 誓約書【様式第2号】
- ③ 国税及び地方税に滞納がない証明書（直近）
- ④ 企画提案書一式（詳細は以下のとおり）

### (2) 提出期限

令和2年3月16日（月）17時必着

### (3) 提出方法・提出先

嘉麻市役所産業振興課（嘉穂庁舎1F）まで、直接持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とし、上記提出期限までに到着したのものに限る。

## 9 企画提案書について

A4サイズ10ページ以内に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本4部）すること。  
 なお、様式については任意様式とする。

### (1) 業務経歴、業務体制

福岡県内における官公庁発注の自動販売機設置業務の実績一覧（過去2年）

（設置場所・設置台数・設置期間）

業務実施体制

（2）取扱商品

商品の種類、価格、季節による変化等、取扱商品の特徴について

（3）運用計画について

本案件の実施方針、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応について

（4）独自の提案や意見

本案件に伴う独自の提案や意見について

10 選定・評価基準

（1）設置事業者数より多くの参加申し込みがあった場合は、下記項目について各選考委員が評価採点を行い、委員の採点の合計が上位の者を契約の候補者とし、上位者から順に希望の設置個所を選定する。

（2）評価基準については、以下のとおりとする。

ア 業務経歴等 企業の業務実績（20点）

イ 業務実施計画等

（ア）取扱商品について（30点）

（イ）運用計画について（20点）

（ウ）独自の提案・意見について（30点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（3）提案者が一者の場合でも、最低基準点（60点）に達しない者は、契約の相手方として特定しない。

11 その他

（1）このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

（2）次に掲げる提案は無効とする。

ア 本実施要領に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 市が示した条件に違反した提案

エ 選考委員に故意に接触を凶った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（3）提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。（本市から指示があった場合を除く。）

（4）提出書類は返却しない。なお、嘉麻市情報公開条例（平成18年条例第14号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（5）本書に定めがなく、協議すべき事項が生じた場合は、選考委員会又は契約候補者（設置事

業者)と協議の上決定することとする。

## 1 2 提出先(担当課)

嘉麻市役所産業振興課まちおこし係(担当:飯田・小鶴)

住所:〒820-0392

福岡県嘉麻市大隈町733番地 嘉麻市役所嘉穂庁舎

電話:0948-57-3154(直通)

FAX:0948-57-4020(FAX)

E-mail:[machiokoshi@city.kama.lg.jp](mailto:machiokoshi@city.kama.lg.jp)

別紙 1

評価基準

(足白農泊施設飲料水等自動販売機設置業者選定)

評価項目		評価内容	評価点数
①	業務経歴・業務体制 自販機設置実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況が安定し、将来的にも事業の継続が見込めるか</li> <li>・自販機設置実績が十分か</li> </ul>	20
②	取扱商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の種類、価格、季節による変化等、取扱商品の特徴について</li> </ul>	30
③	運用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針について</li> <li>・設置、補充、改修等の具体的実施方法について</li> <li>・緊急時の対応等について</li> </ul>	20
④	独自の提案・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件に伴う独自の提案や意見について</li> </ul>	30
合 計 点			100